

「軌道運転規則」、「旧鉄道運転規則」及び

「施設及び車両の定期検査に関する告示」の一部改正について

平成21年2月
鉄道局技術企画課

1. 背景

車両の安全運転を確保する観点から、路面電車については、軌道法(大正10年法律第76号)第14条に基づく、軌道運転規則(昭和29年運輸省令第22号)第28条第1項第3号及び第29条第1項第3号により、新設軌道及び道路の路面以外に敷設する併用軌道については、軌道運転規則附則第3項に基づき、当分の間、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(平成14年国土交通省令第19号)第1条第4号の規定による廃止前の鉄道運転規則(昭和62年運輸省令第15号。以下「旧鉄道運転規則」という。)第38条第1項第3号及び第39条第1項第4号により、軌道経営者が自ら行うべき車両の定期検査に係る検査周期を定めている。

また、鉄道については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第90条に基づく、施設及び車両の定期検査に関する告示(平成13年国土交通省告示第1786号)第5条により、鉄道事業者が自ら行うべき車両の定期検査に係る検査周期を定めている。

技術革新、新型車両の導入等により、車両の機器及び部品について、長寿命化や信頼性の向上が図られてきており、今般、検査周期に大きく起因する、部品の劣化、摩耗及び故障について調査・分析を行った結果、大きな問題はなかったことから、鉄軌道車両の検査周期の合理化を図るものである。

2. 改正の概要

①軌道運転規則第28条第1項、第29条第1項及び附則関係

・路面電車の車両の検査周期

重要部検査	:	3年(新車は4年)	→	4年
全般検査	:	6年(新車は7年)	→	8年

②旧鉄道運転規則第38条第1項及び第39条第1項関係

・軌道法が適用されるモノレール及び新交通システムの車両の検査周期

重要部検査	:	3年(新車は4年)	→	4年
全般検査	:	6年(新車は7年)	→	8年

③施設及び車両の定期検査に関する告示第5条関係

・鉄道事業法が適用されるモノレール及び新交通システムの車両の検査周期

重要部検査	:	3年(新車は4年)	→	4年
全般検査	:	6年(新車は7年)	→	8年

※ビューゲルを用いている車両等については従前のとおり。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布 平成21年 3月

施行 平成21年 4月